## ・老朽民間社会福祉施設の整備について(平成17年10月5日社援発第1005005号)

## 新旧対照表

改	正	後	現	行
		社援発第1005005号		社援発第1005005号
		平成17年10月5日		平成17年10月5日
		第 一 次 改 正		第 一 次 改 正
		社援発第0215001号		社援発第0215001号
		平成19年2月15日		平成19年2月15日
		第 二 次 改 正		第 二 次 改 正
		社援発0721第6号		社援発0721第6号
		平成23年7月21日		平成23年7月21日
		第 三 次 改 正		第 三 次 改 正
		社援発0325第21号		社援発0325第21号
		平成28年3月25日		平成28年3月25日
		第 四 次 改 正		第四次改正
		社援発0330第7号		社援発0330第7号
		令和3年3月30日		令和3年3月30日
		第 五 次 改 正		一部改正 第 五 次 改 正
		社援発0726第17号		社援発0726第17号
		令和5年7月26日		令和5年7月26日
	一部改正	社援発0913第2号		
		令和6年9月13日		

改	正	後	現		行		
都道府県知事			都道府県知事				
各 指定都市市長 殿			各 指定都市市長	殿			
中核市市長			中核市市長				
	厚生労働省	社会・援護局長		厚生労働省社会	• 援 護 局 長		
老朽民	間社会福祉施設の整備につ	いて		老朽民間社会福祉施設の整備について			
(四各)			(略)				
1 (略)			1 (略)				
2 老朽民間社会福祉施設整備	前の対象施設		2 老朽民間社会福	祉施設整備の対象施設			
この整備の対象となるのは	は、社会福祉法人が設置する	る(1)に定める施設であっ	この整備の対象	となるのは、社会福祉法人が設置する(1)	に定める施設であっ		
て、(2)に定める期間内に	<b>二整備するもの。</b>		て、(2)に定める期間内に整備するもの。				
(1)対象となる社会福祉施設	设等		(1) 対象となる社会福祉施設等				
(対象施設)			(対象施設)				
ア (略)			ア (略)				
イ (略)			イ (略)				

	改		正			 現		行
ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援セン			ウ 売春	ウ 売春防止法に規定する婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設				
ター一時保護所又は女性自立支援施設								
(2)	(略)				(2) (略)			
$3 \sim 6$	$3\sim 6$ (略)			$3 \sim 6$ (略)				
D11 ===					nu =			
別表					別表			
	施設種別基準定員			施設種別 基準定員				
	加		<b>本</b> 中尼貝		が医 はく 1星 かり		<b>坐</b> 华尼貝	
			定員	基準定員の内容			定員	基準定員の内容
障害者	· の 日	障害福祉サービス事業		障害者の日常生活及び社会	障害者の日	障害福祉サービス事業		障害者の日常生活及び社会
常生活	及び	所	_	生活を総合的に支援するた	常生活及び	所	_	生活を総合的に支援するた
社会生	活を			めの法律に基づく指定障害	社会生活を			めの法律に基づく指定障害
総合的	に支			福祉サービスの事業等の人	総合的に支			福祉サービスの事業等の人
援する		障害者支援施設	4人以下	員、設備及び運営に関する	援するため	障害者支援施設	4人以下	員、設備及び運営に関する
の法律				基準(平成18年9月29日厚生	の法律			基準(平成18年9月29日厚生
				労働省令第171号)				労働省令第171号)
				障害者の日常生活及び社会				障害者の日常生活及び社会
				生活を総合的に支援するた				生活を総合的に支援するた

改		正	後	現		行	
			めの法律に基づく指定障害				めの法律に基づく指定障害
			者支援施設等の人員、設備				者支援施設等の人員、設備
			及び運営に関する基準(平				及び運営に関する基準(平
			成18年9月29日厚生労働省令				成18年9月29日厚生労働省令
			第172号)				第172号)
生活保護法	救護施設	4人以下	救護施設、更生施設、授産	生活保護法	救護施設	4人以下	救護施設、更生施設、授産
	更生施設	4人以下	施設及び宿所提供施設の設		更生施設	4人以下	施設及び宿所提供施設の設
	宿所提供施設	1世帯以下	備及び運営に関する基準		宿所提供施設	1世帯以下	備及び運営に関する基準
			(昭和41年7月1日厚生省令				(昭和41年7月1日厚生省令
			第18号)				第18号)
困難な問題	女性自立支援施設	4人以下	女性自立支援施設の設備及	売春防止法	婦人保護施設	4人以下	婦人保護施設の設備及び運
<u>を抱える女</u>			び運営に関する基準(令和5				営に関する基準(平成14年3
性への支援			年3月29日厚生労働省令第36				月27日厚生労働省令第49
に関する法			<u> 号)</u>				号)_
<u>律</u>							
別紙1~2	別紙1~2 (略)			別紙1~2 (略)			